



2 林国経第 183 号
令和 3 年 3 月 31 日

東北森林管理局計画保全部長 殿

林野庁経営企画課長

緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続
について

国有林野における緑の回廊の取扱いについては、国有林野における緑の回廊の設定について（平成 12 年 3 月 22 日付け 12 林野経第 10 号林野庁長官通知。以下「設定要領」という。）を定め、その運用について、緑の回廊設定要領の運用について（平成 12 年 3 月 22 日付け 12-4 林野庁経営企画課長通知。以下「運用通知」という。）を定めているところであり、その設定区域内における利活用に関する対応に当たっては、緑の回廊の設定目的に照らしつつ、国有林野の貸付け等において、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）等に基づき実施しているところである。

再生可能エネルギー発電事業が緑の回廊において計画される場合に、地域を特徴づける生態系に及ぼす影響を確認する必要があるが、地球温暖化防止と生物多様性保全という双方の公益性の両立を図るとともに、手続の一層の明確化かつ迅速化に向けて、再生可能エネルギー施設の設置等の緑の回廊の区域内への設置に係る手続を次のとおりとするので了知されたい。

記

1 事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かることに関する対応

森林管理署、支署及び森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）は、電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。以下「事業者」という。）から、貸付け等に関連して、当該事業者が実施を予定する電気事業（以下「対象事業」という。）の事業実



施区域（事業実施想定区域を含む。以下同じ。）が緑の回廊の区域に掛かることに関する問合せ及び相談を受けた場合には、事業者に対し、当該対象事業については運用通知2の（3）ウの規定に基づき、緑の回廊の区域内への施設の設置等を排除するものではないことを説明すること。ただし、緑の回廊に係る制度の内容及び特徴からその設定について、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経てきている経緯があること等を十分に説明するとともに、対象事業の事業計画の具体的な内容及び緑の回廊の区域を選定した理由について聞き取りを行い、他の事業地が検討できないか確認すること。

また、森林管理署等は、当該事実等の情報を関係部署間で共有するとともに、速やかに森林管理局へ報告し、森林管理局は関係部署間で共有の上、林野庁に報告すること。

2 事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かる場合の手続

森林管理署等は、事業実施区域が緑の回廊の区域内に掛かる場合には、当該対象事業において、緑の回廊の設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮がなされていることを確認するために、事業者に対し、貸付け等に必要書類として、次に掲げる区分に応じて、別紙のそれぞれに掲げる資料を求めるものとする。

森林管理署等は、事業者から当該資料の提出があったときは、関係部署間で共有するとともに、速やかに森林管理局に送付すること。

森林管理局は、当該資料を受領した後、関係部署間で共有するとともに、森林管理局緑の回廊担当部署は、当該対象事業が緑の回廊の設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮について確認し、整理の上、保護林管理委員会の会議資料を作成すること。

- (1) 対象事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業（同項第1号ホに該当するものに限る。）及び同法第4条第3項の規定により第1種事業と同様の手続を行う第2種事業 別表1の書類
- (2) 対象事業が環境影響評価法第2条第3項に規定する第2種事業（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。） 別表2の書類
- (3) 地方公共団体の条例に基づく環境影響評価及び事業者が自主的に実施する環境影響評価を実施している事業 別表3の書類
- (4) (1) から (3) までに該当しない対象事業 別表4の書類

3 その他

森林管理署等は、保護林管理委員会の意見を踏まえ、事業者が当該施設を設置等するに当たり、国有林野事業における緑の回廊の保全・管理に支障がないよう、事業者と相互の調整を図るものとする。

別紙

緑の回廊の区域内における貸付け等において必要となる資料

別表1 第1種事業（環境影響評価法第2条第2項）及び同法第4条第3項の規定に基づき第1種事業と同様の手続を行う第2種事業

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3 環境影響評価法の手続で得られる評価項目	
1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2 対象事業の目的及び内容	○
3 対象事業実施区域及びその周辺の概況	○
4 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	
5 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	
6 方法書についての意見と事業者の見解	
7 方法書に対する経済産業大臣の勧告	
8 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	○
9 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	○
10 環境影響評価の結果	
1 環境要素	
a 大気環境	○
b 水環境	○
c その他の環境	○
d 動物	○
e 植物	○
f 生態系	○
g 景観	
h 人と自然のふれあいの活動の場	
i 廃棄物等	○
j 温室効果ガス	
2 準備書段階における専門家等の助言の内容について	
3 環境保全のための措置	○
4 事後調査	○
5 環境影響のための総合的な評価	○
11 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
12 準備書についての意見と事業者の見解	○
13 準備書に対する経済産業大臣の勧告	○
14 準備書記載事項の修正の概要	○

別表2 第2種事業（環境影響評価法第2条第3項（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。））

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3 環境影響評価法の手続で得られる評価項目	
1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
2 対象事業の目的及び内容	○
3 対象事業実施区域及びその周辺の概況	○
4 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	
5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	○
6 環境影響評価の結果	
環境要素※	
a 大気質	
b 騒音	○
c 振動	○
d 水質	○
e 植物	○
f 動物	○
g 自然保護	○

※風力発電施設に係る資料の一覧であり、それ以外の発電施設が対象事業となる場合については、電気事業法施行規則別表第1の2の項目に従うこと

別表3 地方公共団体の条例等による環境アセスメントの対象事業

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3 環境アセスメントを経て得られる野生動植物及び生態系への配慮	○

別表4 2の(1)から(3)までに該当しない対象事業

書類等の名称	提出書類
1 事業実施区域（緑の回廊の区域が分かるもの）	○
2 事業実施区域における緑の回廊の区域内の営巣木・採餌木の状況	○
3 事業実施区域における緑の回廊の区域内の野生動植物の生息状況	○